

この作成要領は、県に属する市町村が N 年度の財務書類を作成する場合を念頭にし、市町村分の平成 17 年度決算統計を基に整理したものである。

I. 貸借対照表の作成要領

[資産の部]

1. 公共資産

(1) 有形固定資産

- 昭和 44 年度からN年度までの普通建設事業費の累計額とする。ただし、他団体等に対する補助金・負担金は控除する。
- 昭和 43 年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など、決算統計で把握することのできない資産のうち重要なものは、新基準適用初年度における再調達価額等の合理的に算出した額をもって有形固定資産に計上するとともに、同額を純資産の部の資産評価差額勘定に計上する。
- 用地取得費以外の普通建設事業費は減価償却を行う。
- 昭和 44 年度以降に取得された売却可能資産の普通建設事業費の累計額から減価償却累計額を控除した額は売却可能資産に計上されるため、控除する。ただし、売却可能資産の普通建設事業費の累計額から減価償却累計額を控除した額が不明な場合は、売却可能資産として計上した額を控除する。
- PFI 等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っているが既に物件等の引き渡しを受けたものについては N+1 年度以降の支出予定額を含めて資産計上する。また、減価償却計算は、原則として引き渡しを受けた年度より実施するものとする。
- 昭和 44 年以降に売却もしくは除却した資産のうち、当該資産の普通建設事業費が把握できるものについては、当該資産に係る普通建設事業費の累計額から売却・除却までの減価償却累計額を控除した額を、有形固定資産から控除する。

- 決算統計上の区分と貸借対照表上の科目との対応関係は以下の通りとする。

決算統計上の区分	貸借対照表上の科目
総務費、その他	総務
民生費	福祉
衛生費	環境衛生
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興
土木費	生活インフラ・国土保全
消防費(警察費)	消防(警察)
教育費	教育

- 減価償却の方法は定額法とし、耐用年数は以下の通りとする。

決算統計上の区分	耐用年数	決算統計上の区分	耐用年数
総務費		土木費	
庁舎等	50	道路	15
その他	25	橋りょう	60
民生費		河川	50
保育所	30	砂防	50
その他	25	海岸保全	50
衛生費	25	港湾	50
労働費	25	都市計画	
農林水産業費		街路	15
造林	25	都市下水路	20
林道	15	区画整理	40
治山	30	公園	40
砂防	50	その他	25
漁港	50	住宅	40
農業農村整備	20	空港	25
海岸保全	50	その他	25
その他	25	消防費	
商工費	25	庁舎	50
		その他	10
		教育費	50
		その他	25

(2) 売却可能資産

- 将来、売却により資金化可能な公共資産(以下、「売却可能資産」という。)については、売却時価で評価する。なお、売却時価と簿価との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上する。
- 売却可能資産については減価償却を行わないものとする。

- 「売却可能資産」の範囲は、個々の資産ごとに売却可能資産として区分管理されているすべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産および用途廃止することが予定されている行政財産のうち売却可能なもののみを対象とすることができる。なお、この場合であっても、対象となる資産(土地(山林を除く。)および建物)の範囲は、普通財産および用途廃止することが予定されている行政財産の合計面積の概ね 80%程度以上とすることが望ましい。
- 売却時価は、N年度末時点で独立第三者に売却した場合に想定される純収入額を鑑定評価等に基づき算定するものとする。ただし、路線価や資産税評価額等を基礎として算定する簡便的な方法を用いることができる。
- 売却可能資産は毎年度末に評価替えを行うものとする。ただし、路線価や資産税評価額等を評価の基礎としており路線価や資産税評価額の時点修正を毎年度行っていない場合は、時点修正を行わない年については、建物の減価償却額相当分のみを評価額から減少することができる。
- 採用した「売却可能資産の範囲」と「売却時価の算定方法(路線価や資産税評価額等を基礎とした場合は、その基準日を含む)」は注記しなければならない。

2. 投資等

(1) 投資及び出資金

① 投資及び出資金

- 原則として N 年度末残高(決算統計 30 表 16 行(11)列の金額)とするが、市場価格のある有価証券については時価で評価し、時価と取得原価との差額を資産評価差額に計上する。
- 負担金や補助金として決算統計上処理されている、他会計に対する出資金についても計上する。

② 投資損失引当金

- 市場価格のない投資及び出資金のうち、実質価額が低下している部分について引当金を計上する。
- 公営事業会計、一部事務組合、広域連合又は地方独立行政法人に対する出資金に

については、実際に廃止等を予定している公営事業会計等に対するものについて実質価額を算定する。

- 公営事業会計等のうち非永続的な事業を行うものに対する出資金については、廃止を予定していない場合であっても、基準日における現存資産の時価(不動産鑑定評価、資産税評価額等合理的な算出方法に基づき算出した価格)の総額等により実質価額を算定する。
- 地方三公社のうち、実際に解散を予定している地方道路公社又は土地開発公社に対する出資金については、実質価額を算定する。
- 地方住宅供給公社又は外郭団体に対する出資金については、解散を予定しない場合であっても、基準日における資産の時価総額等に基づき実質価額を算定する。

(2) 貸付金

- N年度末残高(決算統計 30 表 01 行(11)列の金額)から、現年・過年度調定済で未回収分を控除した額とする。
- ただし、長期未収金に振り替えられた金額を除くものとする。
- 負担金や補助金として決算統計上処理されている他会計に対する貸付金についても計上する。
- 他会計からの繰入金として決算統計上整理されている上記貸付金の元金償還額については残高から控除する。

(3) 基金等

- 基金に含まれる土地のうち、行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているもの以外については、売却可能資産と同様に売却時価で評価し、売却時価と簿価との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上する。
- 基金に含まれる有価証券のうち、市場価格のある有価証券については時価で評価し、時価と取得原価との差額を資産評価差額に計上する。
- ただし、満期まで所有する意図をもって保有する債券については取得価額で評価できる。
- いずれの基金についても、普通会計内の会計に対する貸付金(いわゆる基金借入金)が基金残高に含まれている場合は、その金額を控除する。

- ① 退職手当目的基金
 - 退職手当の支給に備えて積み立てている特定目的基金の N 年度末現在高を計上する。
 - ② その他特定目的基金
 - N 年度末残高(決算統計 29 表 06 行(3)列の金額)から、退職手当目的基金計上額を控除した額とする。
 - ③ 土地開発基金
 - N 年度末残高(決算統計 29 表 06 行(5)列の金額)とする。
 - ④ その他定額運用基金
 - N 年度末残高(決算統計 29 表 06 行(6)列の金額)とする。
 - ⑤ 退職手当組合積立金
 - 退職手当組合が保有する N 年度末の資産について、加入団体ごとの持分相当額を計上する。
 - 持分相当額は、N 年度末に退職手当組合が解散したと仮定した場合に配分されるべき残余財産の額とする。
 - 解散した場合の残余財産の配分について条例等による定めがない場合は、N 年度末で退職手当組合から脱退したと仮定した場合の還付額とする。ただし、還付額の算定上、脱退に伴う加算金は含めないものとする。
 - 上記計算による還付額がマイナスとなる場合は、退職手当組合積立金は計上せず、マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算するものとする。
- (4) 長期未収金
- 収入未済額のうち、当初調定年度が N-1 年度以前のものを計上する。
 - また、上記に該当する収入未済額の債務者に対する債権がその他にも存在する(貸付金や未収金にも計上されている)場合、当該債務者に対するすべての債権を長期未収金に振り替えるものとする。
- (5) 回収不能見込額
- 貸付金および長期未収金のうち、回収不能となることが見込まれる金額を計上する。

① 貸付金に係る回収不能見込額

- 地方三公社のうち、実際に解散を予定している地方道路公社又は土地開発公社に対する貸付金については、回収不能見込額を算定する。ただし、地方道路公社に対する貸付金のうち当該団体が管理する路線の新設等に要したものについては除く。
- 地方住宅供給公社又は外郭団体に対する貸付金については、解散を予定しない場合であっても、基準日における資産の時価の総額等に基づき回収不能見込額を算定する。
- その他の貸付金のうち、貸付金元本の償還が減免される可能性があるものについては、規則や要綱に基づく減免額、過去の減免実績等の合理的な基準により回収不能見込額を算定する。
- 上記以外のその他の貸付金のうち、概ね 1 件当たり 100 万円以上の貸付金については、個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定する。例えば、債務者が免責決定を受けているもの、債務者の居所が不明のものなどについては債権額の 100% などとする。
- 概ね 1 件当たり 100 万円未満の債権については、同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定する。例えば、過去 5 年間の不納欠損額 / (滞納繰越収入額 + 不納欠損額) の平均値を用いるなどとする。

② 長期未収金に係る回収不能見込額

- 概ね 1 件当たり 100 万円以上の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定する。例えば、債務者が免責決定を受けているもの、消滅時効の期限が到来しているもの、債務者の居所が不明のものなどについては債権額の 100% などとする。
- 概ね 1 件当たり 100 万円未満の債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定する。例えば、過去 5 年間の不納欠損額 / (滞納繰越収入額 + 不納欠損額) の平均値を用いるなどとする。

3. 流動資産

(1) 現金・預金

① 財政調整基金

- N 年度末残高(決算統計 29 表 06 行(1)列の金額)とする。

② 減債基金

- N 年度末残高(決算統計 29 表 06 行(2)列の金額)とする。

③ 歳計現金

- N 年度歳入歳出差引(決算統計 02 表 01 行(3)列の金額)(△の場合は 0)とする。

(2) 未収金

① 地方税

- N 年度歳入歳出決算書の地方税の収入未済額から長期未収金振替額を除いた額とする。

② その他

- N 年度歳入歳出決算書の収入未済額のうち、地方税、国庫支出金、県支出金、地方債を除く合計額から長期未収金振替額を除いた額とする。

(3) 回収不能見込額

- 未収金のうち、回収不能となることが見込まれる金額を計上する。
- 債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定する。例えば、過去 5 年間の不納欠損額/(滞納繰越収入額+不納欠損額)の平均値を用いるなどとする。

[負債の部]

1. 固定負債

(1) 地方債

- N 年度末残高(決算統計 33 表 52 行(9)列の金額)から N+1 年度償還予定額(決算統計 36 表 01 行(8)列の金額)を控除した額とする。

(2) 長期未払金

① 物件の購入等

- PFI等の手法により整備した有形固定資産で、物件の引渡しを受けたものについて、N+2年度以降の支出予定額を計上する。

② 債務保証又は損失補償

- N+1年度以降支出予定額(決算統計 37表 15行(2)列の金額)のうち、N+2年度以降の支出予定額とする。

③ その他

- N+1年度以降支出予定額(決算統計 37表 31行(2)列の金額)のうち、N+2年度以降の支出予定額とする。

なお、その他実質的な債務負担に係るもののN+1年度以降支出予定額(決算統計 37表 40行(2)列の金額)のうち、N+2年度以降の支出予定額については、その内容により、上記①から③のいずれかに含めるものとする。

(3) 退職手当引当金

- N年度末に全職員(N年度末退職者を除く)が普通退職した場合の退職手当総額から、翌年度支払予定退職手当の額を除いた額とする。
- 算定に当たっては、一人ごとの積み上げ方式が望ましいが、作業量・作業時間等が膨大に及ぶ場合は、推計値によることができる。
- 推計方法の例としては、(勤続年数別職員数×各平均給与月額×各勤続年数による普通退職の支給率)を積み上げる方法等が考えられる。なお、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書—『行政コスト計算書』と『各地方公共団体全体のバランスシート』」(総務省、平成13年3月)に示されている推計方法のうち全職員の平均で求める方法については、実態と乖離する可能性が非常に高いため原則として認めないものとする。
- 退職手当引当金の計上方法は注記しなければならない。

(4) その他

- 他会計借入金や預り敷金など将来の現金支出を伴うもののうちN+1年度支出予定

額以外の金額については、当該負債を示す名称を付した科目をもって固定負債の部に掲記しなければならない。

2. 流動負債

(1) 翌年度償還予定地方債

- 地方債の N+1 年度償還予定額(決算統計 36 表 01 行(8)列の金額)とする。
- なお、N+1 年度に償還されるかどうかは契約上の返済日に基づいて判断する。したがって、翌年度借り換えが予定されている地方債であっても翌年度償還予定地方債に含めるものとし、一方で、翌年度繰上償還が予定されている地方債であっても固定負債の地方債に含めるものとする。

(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)

- N 年度歳入歳出差引(決算統計 02 表 01 行(3)列の金額)が△の場合、△を除いた額(絶対額)を計上する。

(3) 未払金

- PFI 等の手法により整備した有形固定資産で物件の引渡しを受けたもの、および、その他債務負担行為に係る N+1 年度支出予定額を計上する。

(4) 翌年度支払予定退職手当

- N+1 年度に支払うことが予定されている退職手当の額を計上する。金額の見積りについては、N+1 年度の当初予算計上額等合理的な予測に基づいて行う。

(5) 賞与引当金

- N+1 年度に支払うことが予定される期末手当および勤勉手当のうち、N 年度の負担相当額を計上する。
- 例えば、12 月から 5 月までを支給対象期間として 6 月に期末手当および勤勉手当が支払われる場合は、N+1 年度の 6 月に支払うことが予定される期末手当および

勤勉手当のうち、6分の4を計上する。

(6) その他

他会計借入金や預り敷金など将来の現金支出を伴うもののうち N+1 年度支出予定額については、当該負債を示す名称を付した科目をもって流動負債の部に掲記しなければならない。

[純資産の部]

1. 公共資産等整備財源

(1) 国県補助金等

- 昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費(他団体等に対する補助金を除く)に充てられた国庫支出金および県支出金の累計額と、普通建設事業費以外(貸付金など)の資産形成に充てられた国庫支出金および県支出金の累計額との合計額とする。
- 用地取得費に充てられた国庫支出金及び県支出金以外は償却を行うものとする。
- 他団体等に対する補助金・負担金に充てられた国庫支出金および県支出金の金額が不明な場合は、決算統計表上の区分ごとに、その団体で行うものと補助金・負担金とに、歳出額の比で按分する方法等で算出することもできる。

(2) 一般財源等

- 次の算式で算出された金額を計上するものとする。
- $\text{公共資産合計} + \text{投資及び出資金} + \text{貸付金} + \text{基金等計} - (\text{地方債} + \text{翌年度償還予定地方債}) - \text{長期未払金} \cdot \text{物件の購入等} - \text{未払金のうち物件の購入等に係るもの} - \text{公共資産等整備財源} \cdot \text{国県補助金等} - \text{資産評価差額}$
- なお、上記計算における地方債には、災害復旧事業債、退職手当債、減税補てん債、臨時財政対策債、他団体等への補助金・負担金の財源として発行した地方債など、普通建設事業費、投資及び出資金、貸付金、基金のいずれの財源にもならないものは含めないものとする。

2. その他一般財源等

- 次の算式により算出された金額を計上する。
- 資産合計－負債合計－その他一般財源等以外の純資産合計

3. 資産評価差額

- 新たに売却可能資産を計上した場合もしくは資産の評価替えを行った場合の時価と帳簿価額との差額、および、寄附等により無償で資産を受贈した場合の当該資産に係る評価額の合計額を計上する。
- 新たに売却可能資産を計上した場合は、売却可能資産計上額－当該売却可能資産について有形固定資産計上額から控除した額(原則として普通建設事業費の累計額から減価償却累計額を控除した額)を計上する。
- 資産の評価替えを行った場合は、N 年度末の資産評価額－N-1 年度末の資産評価額を加算する。

[注記]

1. 他団体及び民間への支出金により形成された資産

- 昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費のうち、他団体等に対する補助金・負担金等の累計額とする。
- 用地取得費以外は償却計算を行うものとする。
- 償却計算の方法、耐用年数等については、有形固定資産と同様とする。

上の支出金に充当された財源

① 国県補助金等

- 昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費のうち他団体等に対する補助金・負担金等に充てられた国庫支出金および県支出金の累計額とする。
- 用地取得費に充てられたことが明らかな国庫支出金および県支出金以外は償却を行うものとする。

② 一般財源等

- 次の算式により算出された金額を計上する。
- 他団体及び民間への支出金により形成された資産計－国県補助金等

2. 債務負担行為に関する情報

① 物件の購入等

- N+1 年度以降の支出予定額(決算統計 37 表 01 行(2)列の金額)とする(貸借対照表に計上したものを除く)。

② 債務保証又は損失補償

- 個々の債務保証又は損失補償ごとに、債務保証の対象となる債務残高もしくは損失補償の範囲の額と、債務負担行為限度額(決算統計 37 表 15 行(1)列の金額)とのいずれか小さい金額を算定し、それらを合算した金額を記載する(貸借対照表に計上したものを除く)。
- 土地開発公社の先行取得土地に係る債務負担行為が、物件の購入等に係るもの(もしくはその他実質的な債務負担に係るもの)と債務保証又は損失補償に係るものとの双方に計上されている場合は、物件の購入等に係るものとして記載する。債務保証又は損失補償の金額が物件の購入等に係るものの金額を超過する場合は、その超過額を、債務保証又は損失補償として記載する。

③ その他

- N+1 年度以降の支出予定額(決算統計 37 表 31 行(2)列の金額)とする(貸借対照表に計上したものを除く)。

なお、その他実質的な債務負担に係るものの N+1 年度以降支出予定額(決算統計 37 表 40 行(2)列の金額)のうち、貸借対照表に計上したもの以外については、その内容により、上記①から③のいずれかに含めるものとする。

3. 交付税措置地方債の金額

N 年度末の地方債残高のうち、将来の普通地方交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額を推計し、その金額を注記する。なお、不交付団体など、将来的に普通地方交付税の交付が見込まれない団体においては、その旨を記載し、金額の注記を省略することができる。

4. 普通会計の将来負担に関する情報

① 普通会計の将来負担

- 財団法人自治総合センター『地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書「普通会計の将来的な財政負担」』平成 16 年 3 月で示された「普通会計の将来負担一覧表」合計欄の総額に、本表に計上した賞与引当金の額を加えたものとする。
- ただし、上記報告書 42 ページに記載されている退職手当支給確定額からは、退職手当組合が N 年度末において保有している資産のうち当該団体の持分相当額は控除しないものとする。
- なお、現在検討中の新しい再生法制における将来負担比率の算定基礎額と整合したものとなるような見直しが必要である。

② 基金等将来負担軽減資産

- 本表に計上されている資産のうち、売却可能資産、投資等合計、流動資産合計の合計額とする。
- ただし、売却可能でない投資及び出資金(および当該投資及び出資金に係る回収不能見込額)は除くものとする。

5. 土地および減価償却累計額

① 土地

- 土地明細表の取得価額の合計額を記載する。

② 減価償却累計額

- 有形固定資産明細表の減価償却累計額の合計額を記載する。

II. 行政コスト計算書の作成要領

附属明細書に掲載するマトリックス形式の行政コスト計算書に沿って記載する。

1. 経常区分

- 決算統計上の区分と行政コスト計算書上の科目との対応関係は以下の通りとする。

決算統計上の区分	行政コスト計算書上の科目
議会費、総務費	総務
民生費	福祉
衛生費	環境衛生
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興
土木費	生活インフラ・国土保全
消防費(警察費)	消防(警察)
教育費	教育
諸支出金、公債費のうち物件費	その他行政コスト

- ただし、諸支出金に含まれる交通事業、電気事業、ガス事業に対する繰出金については、生活インフラ・国土保全に含めるものとする。

(1) 経常行政コスト

① 人件費

- N年度決算額(決算統計 07～12 表 01 行の該当列の金額)から、各目的別区分に含まれる退職金(退職手当または退職手当組合負担金)の額を控除した額を計上する。

② 退職手当引当金繰入等

- 退職手当組合に加入していない団体については、以下の算式により計上する。

$$N\text{年度末退職手当引当金} - N-1\text{年度末退職手当引当金} + N\text{年度退職手当}$$
- 退職手当組合に加入している団体については、以下の算式により計上する。

$$(N\text{年度末退職手当引当金} - N\text{年度末退職手当組合負担金}) - (N-1\text{年度末退職手当引当金} - N-1\text{年度末退職手当組合負担金}) + N\text{年度退職手当組合負担金}$$
- 目的別に金額を按分するにあたっては、人件費の金額の比で按分するなど合理的な方法により行う。

③ 物件費

- N年度決算額(決算統計 07～12 表 03 行の該当列の金額)とする。

- ただし、他会計に対する支出金が含まれている場合は、その金額を除くものとする。
- ④ 維持補修費
- N年度決算額(決算統計 07～11 表 04 行の該当列の金額)とする。
- ⑤ 減価償却費
- 減価償却計算表の N 年度減価償却額を転記する。
- ⑥ 社会保障給付
- 扶助費の N 年度決算額(決算統計 08 表および 11 表 05 行の該当列の金額)とする。
- ⑦ 補助金等
- 補助費等の N 年度決算額(決算統計 07～11 表 06 行および 12 表 04 行の該当列の金額)から、N-1 年度末の貸借対照表に計上された債務負担行為のうち債務保証又は損失補償に係るものの履行額を除いた額とする。
 - ただし、法適用の公営企業に対する負担金、補助金が含まれている場合は、その金額を除くものとする。
- ⑧ 他会計への支出額
- 繰出金の N 年度決算額(決算統計 07～08 表および 11 表 24 行、09 表 27 行、10 表 26 行、12 表 31 行の該当列の金額)に、物件費、補助費等に計上されている他会計に対する支出金を加えた額とする。
 - ただし、他会計に対する投資及び出資金もしくは貸付金として貸借対照表に計上した金額、定額運用基金への繰出金(決算統計 27 表 23 行(7)列の金額)、公営企業会計において貸付金元金償還金として整理されている繰出金(他会計借入金の返済額)については除くものとする。
- ⑨ 他団体への公共資産整備補助金等
- 普通建設事業費のうち補助金・負担金の N 年度決算額(決算統計 21 表 01 行(4)列の金額+決算統計 22 表 01 行(3)列の金額+決算統計 23 表 01 行(1)列の金額+

決算統計 23 表 24 行(1)列の金額)とする。

⑩ 支払利息

- N 年度地方債利子償還額(決算統計 33 表 52 行(5)列の金額)+N 年度一時借入金利子(決算統計 14 表 10 行(1)列の金額)とする。

⑪ 回収不能見込計上額

- N 年度末回収不能見込額-N-1 年度末回収不能見込額+N 年度不納欠損額とする。

⑫ その他行政コスト

- 以下の金額の合計額を計上する。
- 決算統計 09 表 21 行(1)列の金額
- 決算統計 12 表 19 行(1)列の金額
- N 年度末長期未払金-N-1 年度末長期未払金+N-1 年度末長期未払金のうち N 年度債務履行額(ただし、普通建設事業費に計上されるものを除く)

(2) 経常収益

① 使用料・手数料

- N 年度決算額(決算統計 07~08 表および 11 表 28 行、09 表 31 行、10 表 30 行、12 表 36 行の該当列の金額)+N 年度末長期未収金および未収金計上額のうち使用料・手数料に係るものの金額-N-1 年度末長期未収金および未収金計上額のうち使用料・手数料に係るものの金額とする。

② 分担金・負担金・寄附金

- N 年度決算額(決算統計 07~08 表および 11 表 29 行、09 表 32 行、10 表 31 行、12 表 37 行の該当列の金額)+N 年度末長期未収金および未収金計上額のうち分担金・負担金・寄附金に係るものの金額-N-1 年度末長期未収金および未収金計上額のうち分担金・負担金・寄附金に係るものの金額とする。

(3) 経常国県補助金等

- N年度決算額(決算統計 07～08表および 11表 26行・27行、09表 29行・30行、10表 28行・29行、12表 34行・35行の該当列の金額)とする。
- ただし、公共資産および投資等の財源として収入した国庫支出金・県支出金は含めないものとする。
- N年度に特定資金公共投資事業債の償還がある場合は、その金額(決算統計 33表 51行(4)列の金額)を加える。

2. 特別区分

(1) 特別損失

- 経常的でない特別な事由に基づく歳出、資産計上額の減少、負債計上額の増加があった場合、当該内容を示す名称を付した科目をもって特別損失として掲記するものとする。
- 具体的には、外郭団体に対する出資金の減資、外郭団体に対する債務保証又は損失補償の履行決定、貸借対照表計上額未満の金額での公共資産の売却、勸奨退職による多額の割増退職金の支払いなどが該当する。

(2) 特別利益

- 経常的でない特別な事由に基づく歳入、資産計上額の増加、負債計上額の減少があった場合、当該内容を示す名称を付した科目をもって特別利益として掲記するものとする。
- 具体的には、貸借対照表計上額を超える金額での公共資産の売却などが該当する。

III. 純資産変動計算書の作成要領

1. 期首純資産残高

- 原則として、N-1 年度末の貸借対照表における純資産残高を計上する。
- ただし、N 年度中に市町村合併があった場合は、「V. 市町村合併を行った団体における取り扱い」に記載しているとおり、すべての合併団体等における N-1 年度末の純資産残高を合算した金額を計上するものとする。

2. 純行政コスト

- 行政コスト計算書における「純行政コスト」の金額を、「その他一般財源等」の列に転記する。

3. 一般財源

(1) 地方税

- N 年度決算額(決算統計 04 表 01 行(1)列の金額) + N 年度末長期未収金および未収金計上額のうち地方税に係るものの金額 - N-1 年度末長期未収金および未収金計上額のうち地方税に係るものの金額を、「その他一般財源等」の列に計上する。

(2) 地方交付税

- N 年度決算額(決算統計 04 表 01 行(20)列の金額)を、「その他一般財源等」の列に計上する。

(3) その他行政コスト充当財源

- 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、財産収入、繰入金、諸収入、特別区財政調整交付金の N 年度決算額(決算統計 04 表 01 行および 02 行の該当列の金額) + N 年度末長期未収金および未収金計上額のうち上記各項目に係るものの金額(貸付金元金収入に係るものを除

く) N-1 年度末長期未収金および未収金計上額のうち上記各項目に係るものの金額(貸付金元金収入に係るものを除く)を、「その他一般財源等」の列に計上する。

- ただし、以下に該当するものは除くものとする。
 - ✓ 公共資産の売却に伴う収入
 - ✓ 投資及び出資金の回収・売却に伴う収入
 - ✓ 貸付金の回収に伴う収入(他会計に対するものを含む)
 - ✓ 基金の取り崩しによる収入
 - ✓ その他、資産の減少もしくは負債の増加による収入
 - ✓ 行政コスト計算書における特別利益に計上した収入

4. 公共資産等資産形成補助金受入

- N 年度国庫支出金および県支出金決算額のうち、その団体で行う普通建設事業費の財源となった金額(決算統計 21 表 01 行(5)列および(6)列、決算統計 22 表 01 行(4)列のうち、その団体で行うものの財源となった金額)を、「国県補助金等」の列に計上する。
- 他団体等に対する補助金に充てられた国庫支出金および県支出金は控除するが、その金額が分からない場合は、決算統計表上の区分ごとに、その団体で行うものと補助金とに、歳出額の比で按分する方法で算出することもできる。

5. 科目振替

(1) 公共資産整備への財源投入

- N 年度普通建設事業費決算額(決算統計 13 表 12 行(1)列の金額)から、公共資産等資産整備補助金受入計上額および普通建設事業費に対する財源となった地方債の額(決算統計 13 表 12 行(10)列の金額)を除いた額を、「一般財源等」の列に計上し、同額を「その他一般財源等」の列からマイナスする。

(2) 公共資産処分による財源増

- 公共資産の除売却により貸借対照表の公共資産を減額した場合、当該公共資産の N-1 年度末残高(減価償却累計額控除後)に対する財源相当額を、「国県補助金等」「一

般財源等」「資産評価差額」の列からそれぞれ減額し、これらの合計額を「その他一般財源等」の列に加算するものとする。

(3) 貸付金・出資金等への財源投入

- N年度の積立金、投資及び出資金、貸付金、定額運用基金への繰出金決算額のうち、国庫支出金または県支出金を財源とした部分(積立金、投資及び出資金、貸付金にあっては決算統計13表33行から35行(2)列および(3)列の合計額)を「国県補助金等」の列に計上し、その他を財源とした部分を「一般財源等」の列に計上する。
- N年度に他会計に対する負担金や補助金として決算統計上処理した他会計に対する出資金・貸付金がある場合は、そのうち国庫支出金・県支出金を財源とした部分を「国県補助金等」の列に計上し、その他を財源とした部分を「一般財源等」の列に計上する。
- 上記により計上された額の合計額を、「その他一般財源等」からマイナスする。

(4) 貸付金・出資金等の回収等による財源増

- N年度に、投資及び出資金または貸付金の回収、基金の取崩しがあった場合は、それらに対する財源相当額を「国県補助金等」および「一般財源等」の列からマイナスし、これらの合計額を「その他一般財源等」の列に計上するものとする。

(5) 減価償却による財源増

- 公共資産等整備財源のうち国県補助金等のN年度償却額を、「国県補助金等」の列からマイナスするとともに、有形固定資産のN年度減価償却額から国県補助金等のN年度償却額を除いた額を「一般財源等」の列からマイナスし、これらの合計額(有形固定資産のN年度減価償却額)を「その他一般財源等」の列に計上する。

6. 資産評価替えによる変動額

- N年度に新たな売却可能資産を計上した場合、次の算式により算定された金額を、「資産評価差額」の列に計上する。
- 売却可能資産計上額－当該売却可能資産について有形固定資産計上額から控除した額(原則として普通建設事業費の累計額から減価償却累計額を控除した額)

- N 年度に資産の評価替えを行った場合は次の算式により算定された金額を「資産評価差額」の列に計上する。
- $N \text{ 年度末の資産評価額} - N-1 \text{ 年度末の資産評価額}$

7. 無償受贈資産受入

- N 年度に寄附等により無償で資産を受贈した場合、当該無償受贈資産の有形固定資産計上額を、「資産評価差額」の列に計上する。

8. その他

- N 年度に上記 2 から 7 に該当しない純資産の変動があった場合は、その他として計上する。ただし、質的もしくは金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。
- 例えば、減価償却額と地方債償還額や債務負担行為履行額との差額は、公共資産整備財源の「一般財源等」および「その他一般財源等」の差額となる。

9. 期末純資産残高

- 各列、上記1から8の合計額を記載する。
- N 年度貸借対照表の純資産計上額と一致する。

IV. 資金収支計算書の作成要領

1. 経常的収支の部

経常的収支の部には、公共資産整備収支および投資・財務的収支に含まれない収支を計上する。

(1) 支出

① 人件費

- N年度決算額(決算統計 13 表 01 行(1)列の金額)とする。

② 物件費

- N年度決算額(決算統計 13 表 03 行(1)列の金額)とする。
- ただし、他会計に対する支出金が含まれている場合は、その金額を除くものとする。

③ 社会保障給付

- 扶助費の N年度決算額(決算統計 13 表 05 行(1)列の金額)とする。

④ 補助金等

- 補助費等の N年度決算額(決算統計 13 表 06 行(1)列の金額)とする。
- ただし、他会計に対する支出金が含まれている場合は、その金額を除くものとする。

⑤ 支払利息

- N年度地方債利子償還額(決算統計 33 表 52 行(5)列の金額)および N年度一時借入金利子(決算統計 14 表 10 行(1)列の金額)の合計額とする。

⑥ 他会計への事務費等財源繰出支出

- 他会計に対する繰出し等のうち、建設費繰出および公債費財源繰出以外の金額を計上する。
- 具体的には、決算統計 27 表 25 行(1)列、(2)列、(5)列、(6)列の金額および決算統計 28 表 21 行(6)列、(7)列、(10)列、(11)列の金額の合計額から、決算統計 27 表

23 行(7)列の金額を除いた額とする。

⑦ その他支出

- 維持補修費、災害復旧事業費、失業対策事業費の N 年度決算額(決算統計 13 表 04 行(1)列、21 行(1)列、29 行(1)列の合計額)とする。

(2) 収入

① 地方税

- N 年度決算額(決算統計 04 表 01 行(1)列の金額)とする。

② 地方交付税

- N 年度決算額(決算統計 04 表 01 行(20)列の金額)とする。

③ 国県補助金等

- 国庫支出金および県支出金の N 年度決算額(決算統計 13 表 41 行(2)列および(3)列の合計額)から、公共資産整備収支の部および投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額とする。

④ 使用料・手数料

- 使用料・手数料の N 年度決算額(決算統計 13 表 41 行(4)列の金額)から、公共資産整備収支の部および投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額とする。

⑤ 分担金・負担金・寄附金

- 分担金・負担金・寄附金の N 年度決算額(決算統計 13 表 41 行(5)列の金額)から、公共資産整備収支の部および投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額とする。

⑥ 諸収入

- 諸収入の N 年度決算額(決算統計 13 表 41 行(8)列の金額)から、公共資産整備収支の部および投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額とする。

⑦ 地方債発行額

- 地方債の N 年度決算額(決算統計 13 表 41 行(10)列の金額)から、公共資産整備収支の部および投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額とする。

⑧ 基金取崩額

- 基金取崩しに伴う繰入金の N 年度決算額(決算統計 27 表 23 行(10)列の金額)から、公共資産整備収支の部および投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額とする。

⑨ その他収入

- ①から⑧および繰越金以外の歳入項目の N 年度決算額から、公共資産整備収支の部および投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額とする。
- ①から⑧および繰越金以外の歳入項目のうち、質的もしくは金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。
- ①から⑧に掲げた歳入項目のうち質的および金額的に重要性の乏しいものは、その他収入に含めることができる。

2. 公共資産整備収支の部

公共資産整備収支の部には、公共資産整備に伴う支出、および、当該支出に充てた特定財源を計上するものとする。ただし、普通会計が行う公共資産整備のほか、他会計および他団体等を通じて行った公共資産整備に対する支出額も含むものとする。

(1) 支出

① 公共資産整備支出

- 普通建設事業費の N 年度決算額のうちその団体で行うものの金額(決算統計 21 表 01 行(3)列および決算統計 22 表 01 行(2)列の合計額)とする。

② 公共資産整備補助金等支出

- 普通建設事業費の N 年度決算額(決算統計 13 表 12 行(1)列の金額)から①の金額を除いた額とする。

③ 他会計への建設費充当財源繰出支出

- 公営企業等に対する建設費繰出の N 年度決算額(決算統計 27 表 25 行(3)列の金額と決算統計 28 表 21 行(8)列の金額の合計額)とする。

(2) 収入

① 国県補助金等

- 国庫支出金および県支出金の N 年度決算額のうち、普通建設事業費の財源となったものの金額(決算統計 13 表 12 行(2)列、(3)列の合計額)とする。
- ただし、他会計への建設費繰出の財源となった国庫支出金もしくは県支出金がある場合は、その金額を加算する。

② 地方債発行額

- 地方債の N 年度決算額のうち、普通建設事業費の財源となったものの金額(決算統計 13 表 12 行(10)列の金額)とする。
- ただし、他会計への建設費繰出の財源となった地方債がある場合は、その金額を加えるものとする。

③ 基金取崩額

- 繰入金の N 年度決算額のうち、普通建設事業費の財源となったものの金額(決算統計 13 表 12 行(7)列の金額)とする。
- ただし、決算統計 13 表 12 行(7)列の金額に他会計もしくは財産区からの繰入金が含まれている場合は、その金額を控除する。
- また、他会計への建設費繰出の財源となった基金からの繰入金がある場合は、その金額を加算する。
- 質的および金額的に重要性が乏しい場合は、その他収入に含めることができる。

④ その他収入

- 使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、財産収入、諸収入のうち、普通建設事業費もしくは他会計への建設費繰出の財源となったものの金額を計上するものとする。

- これらの歳入項目のうち、質的もしくは金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。

3. 投資・財務的収支の部

投資・財務的収支の部には、以下の収支を計上するものとする。

- 投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出、および、それらの財源
- 貸付金元金回収による収入
- 地方債元金償還による支出
- 他会計に対する公債費財源繰出による支出
- 公共資産売却による収入

(1) 支出

① 投資及び出資金

- 投資及び出資金の N 年度決算額(決算統計 13 表 34 行(1)列の金額)から、法適用の公営企業等に対する出資金(決算統計 28 表 21 行(3)列の金額)を除いた額とする。

② 貸付金

- 貸付金の N 年度決算額(決算統計 13 表 35 行(1)列の金額)から、法適用の公営企業等に対する貸付金(決算統計 28 表 21 行(4)列の金額)を除いた額とする。

③ 基金積立額

- 積立金の N 年度決算額(決算統計 13 表 33 行(1)列の金額)とする。
- ただし、歳計剰余金処分による基金積立額(決算統計 29 表 04 行(4)列の金額)がある場合は、その金額を加算する。

④ 定額運用基金への繰出支出

- 定額運用基金に係る N 年度歳出決算額(決算統計 29 表 02 行(7)列の金額)とする。

⑤ 他会計への公債費充当財源繰出支出

- 公営企業等に対する公債費財源繰出の N 年度決算額(決算統計 27 表 25 行(4)列の金額と決算統計 28 表 21 行(9)列の金額の合計額)とする

⑥ 地方債償還額

- N 年度地方債元金償還額(決算統計 33 表 52 行(4)列の金額)とする。

(2) 収入

① 国県補助金等

- 国庫支出金および県支出金の N 年度決算額のうち、投資・財務的支出の①から⑥に対する財源となったものを計上するものとする。
- 投資及び出資金、貸付金、基金積立額の財源については、決算統計 13 表 33 行～35 行(2)列および(3)列の合計額とする。

② 貸付金回収額

- N 年度貸付金回収元金の額(決算統計 30 表 01 行(9)列の金額)とする。
- 他会計からの繰入金として決算統計上整理されている法適用の公営企業に対する貸付金の元金償還金がある場合は、その金額を加えるものとする。

③ 地方債発行額

- 地方債の N 年度決算額のうち、投資・財務的支出の①から⑥に対する財源となったものを計上するものとする。
- 投資及び出資金、貸付金、基金積立額の財源については、決算統計 13 表 33 行～35 行(10)列の合計額とする。

④ 基金取崩額

- N 年度の基金取崩額のうち、投資・財務的支出の①から⑥に対する財源となったものを計上するものとする。

⑤ 公共資産売却収入

- 財産売払収入の N 年度決算額(決算統計 04 表 02 行(21)列の金額)とする。

⑥ その他収入

- ①から⑤以外に、投資・財務的支出の①から⑥に対する財源となったものを計上するものとする。
- 上記に該当するもののうち、質的もしくは金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。
- ①から⑤に掲げた歳入項目のうち質的および金額的に重要性の乏しいものは、その他収入に含めて表示することができる。

4. 期首歳計現金残高

- 前年度貸借対照表における歳計現金計上額(決算統計 02 表 02 行(3)列の金額)とする。

V. 市町村合併を行った団体における取り扱い

1. 市町村合併を行った場合の各財務書類の取り扱い

- 原則として、合併市町村および合併に伴って解散し当該合併団体に編入される一部事務組合(以下、「合併団体等」という。)の財務書類を合算して作成するものとする。

2. 財務書類の合算処理

- 新設合併と編入合併とがあり、法的な違いを厳密に財務書類に反映すれば次のような違いがある。
- 新設合併の場合、すべての団体が解散し、新たな団体が設立されることとなる。したがって、合併日のすべての団体の貸借対照表を合算して新団体の貸借対照表を作成するとともに、合併日以降の会計処理に基づき、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書を作成することとなる。
- 編入合併の場合、合併団体が存続団体、被合併団体が消滅団体となる。したがって、合併日の合併団体の貸借対照表に被合併団体の貸借対照表を合算するとともに、合併団体の行政コスト計算書および資金収支計算書に、合併日以降の新団体としての会計処理を加算することとなる。また、合併にともなって増加する純資産額については、合併に伴う純資産増加額として、合併団体の純資産変動計算書に加算することとなる。
- しかし、民間企業の合併と同様に、地方公共団体の合併を法的形式の違いに応じて異なる処理を適用することは、かえって自治体間の比較可能性を阻害し、かつ住民にとってもわかりにくいものとなる。
- そこで、いずれの合併の方式を採用したとしても、合併が行われた年度(N 年度)の期首(4 月 1 日)に新設合併が行われたとみなし、合併団体等の N-1 年度末の貸借対照表を合算した期首貸借対照表を作成するとともに、それを期首の金額として、合併団体の行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書を作成する統一的な処理を行うこととする。この処理は、合併団体における N 年度の決算統計の作成方法とも整合するものであり、実務的にもっとも適当な方法である。

3. 合併年度に係る財務書類に追加すべき注記や附属明細書の内容

- 合併年度に係る財務書類には、みなし合併処理の方法を注記する。具体的には、「N年〇月×日に旧△△市、□□町、☆☆村は新設合併していますが、行政コスト計算書、資金収支計算書および純資産変動計算書については、期首に新設合併したものとして作成しました。」などと記載する。
- 合併年度に係る財務書類の附属明細書には、各合併団体の期首貸借対照表および N年4月1日現在の人口を記載する。

【様式第12号】

貸借対照表

(平成〇〇年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	
①生活インフラ・国土保全		(2) 長期未払金	
②教育		①物件の購入等	
③福祉		②債務保証又は損失補償	
④環境衛生		③その他	
⑤産業振興		長期未払金計	0
⑥消防		(3) 退職手当引当金	
⑦総務		固定負債合計	0
有形固定資産合計	0		
(2) 売却可能資産		2 流動負債	
公共資産合計	0	(1) 翌年度償還予定地方債	
		(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)	
2 投資等		(3) 未払金	
(1) 投資及び出資金		(4) 翌年度支払予定退職手当	
①投資及び出資金		(5) 賞与引当金	
②投資損失引当金		流動負債合計	0
投資及び出資金計	0	負債合計	0
(2) 貸付金			
(3) 基金等		【純資産の部】	
①退職手当目的基金		1 公共資産等整備国庫補助金等	
②その他特定目的基金		2 公共資産等整備一般財源等	
③土地開発基金		3 その他一般財源等	
④その他定額運用基金		4 資産評価差額	
⑤退職手当組合積立金		純資産合計	0
基金等計	0		
(4) 長期未収金		負債・純資産合計	0
(5) 回収不能見込額			
投資等合計	0		
3 流動資産			
(1) 現金預金			
①財政調整基金			
②減債基金			
③歳計現金			
現金預金計	0		
(2) 未収金			
①地方税			
②その他			
③回収不能見込額			
未収金計	0		
流動資産合計	0		
資 産 合 計	0		

※1 他団体及び民間への支出金により形成された資産

①生活インフラ・国土保全	千円
②教育	千円
③福祉	千円
④環境衛生	千円
⑤産業振興	千円
⑥消防	千円
⑦総務	千円
計	0千円

上の支出金に充当された財源

①国庫補助金等	千円
②一般財源等	0千円
計	0千円

※2 債務負担行為に関する情報

①物件の購入等	千円
②債務保証又は損失補償	千円
③その他	千円

※3 地方債残高(翌年度償還予定額を含む)のうち〇〇千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

※4 普通会計の将来負担に関する情報	普通会計の将来負担	千円
(貸借対照表に計上したものを含む)	基金等将来負担軽減資産	千円
	(差引)普通会計の純将来負担	0千円

※5 有形固定資産のうち、土地は〇〇千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は〇〇千円です。

行政コスト計算書

（自 平成〇〇年4月 1日
至 平成〇〇年3月31日）

（単位：千円）

1 経常区分		
経常行政コスト		
生活インフラ・国土保全		
教育		
福祉		
環境衛生		
産業振興		
消防		
総務		
支払利息		
回収不能見込計上額		
その他行政コスト		
経常行政コスト合計		
経常収益		
使用料・手数料		
分担金・負担金・寄附金		
経常収益合計		0
経常国県補助金等		0
(差引)純経常行政コスト		0
2 特別区分		
特別損失		
災害復旧事業費		
公共資産除売却損		
外郭団体投資損失		
投資損失引当金繰入額		
⋮		
特別損失合計		0
特別利益		
公共資産売却益		
⋮		
特別利益合計		0
純行政コスト		0

純資産変動計算書

自 平成〇〇年4月1日
至 平成〇〇年3月31日

(単位:千円)

	純資産合計	公共資産等形成 国庫(県)支出金	公共資産等形成 一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	0				
純行政コスト	0				
一般財源					
地方税	0				
地方交付税	0				
その他行政コスト充当財源	0				
公共資産等資産整備補助金受入	0				
科目振替					
公共資産整備への財源投入				0	
公共資産処分による財源増				0	
貸付金・出資金等への財源投入				0	
貸付金・出資金等の回収等による財源増				0	
減価償却による財源増				0	
資産評価替えによる変動額	0				
無償受贈資産受入	0				
その他	0		0	0	
期末純資産残高	0	0	0	0	0

資金収支計算書

自 平成〇〇年4月 1日
至 平成〇〇年3月31日

(単位:千円)

1 経常的収支の部	
人件費	
物件費	
社会保障給付	
補助金等	
支払利息	
他会計への事務費等充当財源繰出支出	
その他支出	
支出合計	0
地方税	
地方交付税	
国県補助金等	
使用料・手数料	
分担金・負担金・寄附金	
諸収入	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収入合計	0
経常的収支額	0

2 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	
公共資産整備補助金等支出	
他会計への建設費充当財源繰出支出	
支出合計	0
国県補助金等	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収入合計	0
公共資産整備収支額	0

3 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	
貸付金	
基金積立額	
定額運用基金への繰出支出	
他会計への公債費充当財源繰出支出	
地方債償還額	
支出合計	0
国県補助金等	
貸付金回収額	
基金取崩額	
地方債発行額	
公共資産等売却収入	
その他収入	
収入合計	0
投資・財務的収支額	0

当年度歳計現金増減額	0
期首歳計現金残高	
期末歳計現金残高	0

※ 一時借入金に関する情報

- ① 資金収支計算書には一時借入金の増減は含まれていません。
- ② 平成〇年度における一時借入金の借入限度額は〇〇千円です。
- ③ 支払利息のうち、一時借入金利子は〇〇千円です。

この作成要領は、県に属する市町村が N 年度の財務書類を作成する場合を念頭に整理したものである。

I. 連結の範囲

連結の範囲は、地方公共団体(普通会計、公営事業会計)および、地方公共団体が設立した地方独立行政法人、地方三公社、地方公共団体が加入している一部事務組合・広域連合、地方公共団体が出資・出捐している外郭団体とする。

各連結対象団体の連結基準は以下の通りとする。

1. 地方公共団体

- 地方公共団体に属する普通会計およびすべての公営事業会計を連結対象とする。

2. 地方独立行政法人

- 地方公共団体が設立したすべての地方独立行政法人を連結対象とする。
- 当該地方独立行政法人が連結の範囲に含めた特定関連会社も連結対象とする。

3. 一部事務組合・広域連合

- 地方公共団体が加入するすべての一部事務組合・広域連合を連結対象とする。
- 対象となる一部事務組合・広域連合が他の一部事務組合・広域連合に加入している場合は、当該他の一部事務組合・広域連合も連結対象とする。
- 一部事務組合・広域連合は、規約に基づく N 年度の経費負担割合に応じて比例連結するものとする。ただし、最近の年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合など、N 年度の経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど、その他合理的な割合に基づいて比例連結することも妨げない。
- なお、一部事務組合・広域連合が複数の事務を行っており会計が区分されている場合は、原則として会計ごとに経費負担割合を算定し、比例連結を行う。
- ただし、退職手当組合については、普通会計の財務書類と整合させるため、普通会計の貸借対照表に計上されている退職手当組合積立金の金額を退職手当組合の保有する基金残高で除した割合に応じて比例連結するものとする。

4. 地方三公社

- 地方公共団体が設立したすべての地方三公社を連結対象とする。

5. 外郭団体

- 地方公共団体の出資比率が50%以上の法人はすべて連結対象とする。
- 地方公共団体の出資比率が25%以上50%未満の法人については、役員の派遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる場合には、連結対象とする。
- 地方公共団体及び一又は二以上の連結対象となる法人が合わせて資本金、基本金等の50%以上を出資している法人についても、連結対象とする。
- 地方公共団体及び一又は二以上の連結対象となる法人が合わせて資本金、基本金等の25%以上50%未満の法人を出資している法人については、役員の派遣、財政支援等の実態から、地方公共団体もしくは連結対象となる法人が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる場合には、連結対象とする。
- これら判断の基礎となる出資金・出捐金等は、普通会計もしくは外郭団体等の貸借対照表において投資及び出資金として計上されていなければならないことに留意する。
- 株式会社、財団法人のほか、社会福祉協議会などの社会福祉法人や社団法人等も含まれることに留意する。

6. 共同設立の地方独立行政法人・地方三公社

- 複数の地方公共団体が共同して設立する地方独立行政法人・地方三公社については、出資割合や財政支出等の状況等から、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体の連結対象とし、その他の地方公共団体においては連結対象としないものとする。
- ただし、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体が特定できない場合は、設立主体である各地方公共団体が、出資比率に応じて比例連結を行うものとする。

II. 連結の方法

1. 連結の基礎となる各会計および団体の個別財務書類作成基準

連結の基礎となる各会計および団体の財務書類は、原則として各会計および団体固有の会計基準に従って作成するものとする。

(1) 地方公営企業法の財務規定が適用される地方公営企業

- 地方公営企業法の財務規定が適用される地方公営企業については、貸借対照表および損益計算書が作成されているため、それらに基づいて連結財務書類における貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書の勘定科目への組み替えを行う。
- ただし、売却可能資産の区分計上、投資及び出資金の時価評価、投資損失引当金の計上、回収不能見込額の計上、賞与引当金の計上などは地方公営企業会計では求められていないことから、普通会計に準じてこれらの評価・計上を行う。
- 退職給与引当金については、地方公営企業会計上では計上することが必ずしも求められておらず、また、繰延資産として資産計上することも認められているが、普通会計と同様の基準により負債として退職給与引当金を計上するものとする。
- 退職給与引当金および賞与引当金の対象とする職員の範囲については、普通会計における退職手当引当金および賞与引当金の対象とする職員との整合性に留意し、重複・脱漏がないよう留意する。
- 各事業と貸借対照表上の有形固定資産との対応関係については、普通会計行政コスト計算書における各会計に対する繰出金の計上科目に従う。
- 資金収支計算書については、歳入歳出決算書および損益計算書等に基づき、連結財務書類における各会計の資金収支計算書を作成する。
- 資金収支計算書における資金の範囲は、流動資産に計上される現金および預金とする。

(2) (1)以外の公営事業会計

- (1)以外の公営事業会計については貸借対照表等が整備されていないため、普通会計の財務書類作成方法に準じて、各会計の財務書類を作成するものとする。

① 有形固定資産

- 普通会計の作成要領において「普通建設事業費」とあるのは、「建設改良費」と読み替えるものとする。
- 宅地造成事業など有形固定資産の売却を主たる事業目的としているものについては、原則として、売却済の資産に係る建設改良費の累計額から売却・除却までの減価償却累計額を控除した額を、有形固定資産から控除しなければならない。
- 各事業と貸借対照表上の有形固定資産との対応関係については、普通会計行政コスト計算書における各会計に対する繰出金の計上科目に従う。
- 減価償却の方法は定額法とし、耐用年数は以下の通りとする。

事業名	耐用年数	事業名	耐用年数
簡易水道事業	25	住宅用地造成事業	40
港湾整備事業	50	工業用地造成事業	25
市場事業	25	下水道事業	25
と畜場事業	25	駐車場整備事業	40
観光施設事業	25	公立大学附属病院事業	25

② 退職給与引当金および賞与引当金

- 退職給与引当金および賞与引当金の対象とする職員の範囲については、普通会計における退職手当引当金および賞与引当金の対象とする職員との整合性に留意し、重複・脱漏がないよう留意する。

③ 資金収支計算書における資金の範囲

- 資金収支計算書における資金の範囲は、歳計現金および財政調整もしくは公営事業債償還のために積み立てている基金とする。

④ 収益事業

- 公営競技および宝くじ事業については、主に財政上の目的により設立され他の事業とは性質が異なることから、連結貸借対照表上、有形固定資産の部に収益事業の項目を設け、区分して記載するものとする。また、連結行政コスト計算書および連結資金収支計算書上では、収益(収入)および費用(支出)の総額を記載せず、収益(収入)および費用(支出)相殺後の純利益(収入)のみを記載するものとする。

(3) 地方独立行政法人

- 地方独立行政法人については、地方独立行政法人会計基準により作成されている貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類に基づき、連結財務書類の勘定科目への組み替えを行う。
- 運営費交付金や補助金など国もしくは地方公共団体から支出されるもので、N-1 年度までに負債として貸借対照表に計上されているものについては、連結純資産変動計算書上の公共資産等形成国庫(県)支出金公共資産整備の期首残高へ振り替えるものとする。また、N 年度に新たに負債として貸借対照表に計上されたものについては、連結純資産変動計算書上の公共資産等資産整備補助金受入の科目に振り替えるものとする。
- 寄附金など国もしくは地方公共団体から支出される以外のもので、N-1 年度までに負債として貸借対照表に計上されているものについては、連結純資産変動計算書上の公共資産等形成一般財源等の期首残高へ振り替えるものとする。また、N 年度に新たに負債として貸借対照表に計上されたものについては、連結純資産変動計算書上の公共資産整備への財源投入等の科目に振り替えるものとする。
- 退職手当が運営費交付金により賄われることが明らかであるため退職手当に係る引当金が計上されていない場合は、普通会計と同様の基準により負債として退職給与引当金を計上するものとする。
- その他地方独立行政法人固有の会計処理を行っているものについては、所要の調整を行うものとする。

(4) 一部事務組合・広域連合

- 一部事務組合・広域連合については貸借対照表等が整備されていないため、普通会計の財務書類作成方法に準じて、各会計の財務書類を作成するものとする。
- 資金収支計算書における資金の範囲は、歳計現金および財政調整もしくは地方債償還のために積み立てている基金とする。

(5) 地方三公社

- 地方三公社については、公社ごとの会計基準により貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書が作成されているため、それらに基づいて連結財務書類における貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の勘定科目への組み替えを行う。
- ただし、売却可能資産の区分計上、投資及び出資金の時価評価、投資損失引当金の計上、回収不能見込額の計上、などは各公社の会計基準では求められていないことから、普通会計に準じてこれらの評価・計上を行う。
- 各公社と貸借対照表上の科目との対応関係については、地方道路公社および地方住宅供給公社は「生活インフラ・国土保全」とし、土地開発公社については事業計画に基づいて区分する。
- 土地開発公社が保有する有形固定資産については、地方公共団体が買い戻すことが予定されている土地であっても、事業計画が中断されているなどにより長期にわたり遊休となっている資産が存在することから、行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているものを除き、売却可能資産に区分するものとする。
- 地方公共団体が土地開発公社から土地を割賦払いにより買い戻す場合は、契約上の所有権に従って普通会計もしくは土地開発公社において有形固定資産を計上し、重複・脱漏がないよう留意する。また、土地開発公社に計上される未収金については、当該未収部分が土地開発公社の所有権として留保されている場合は有形固定資産に振り替えるものとする。

(6) 外郭団体

- 外郭団体については、公益法人会計基準、会社計算規則等により貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、損益計算書、株主資本等増減計算書等が作成されているため、それらに基づいて連結財務書類における貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の勘定科目への組み替えを行う。
- ただし、売却可能資産の区分計上、投資及び出資金の時価評価など各法人が従うべき基準において求められていない会計処理については、普通会計に準じてこれらの評価・計上を行う。
- 商法法人における資金収支計算書については、貸借対照表および損益計算書に基づ

き、連結財務書類における各会計の資金収支計算書を作成する。

- 資金収支計算書における資金の範囲は、流動資産に計上される現金および預金とする。

(7) 各会計および団体が作成している財務書類の組替

各会計および団体が作成している財務書類については、別に示す科目対応表に基づき、連結財務書類上の勘定科目に組み替えるものとする。

2. 連結財務書類作成上の相殺消去等

(1) 相殺消去

連結の対象となる会計および法人間で行われている、資金の出資(受入)、貸付(借入)、返済(回収)、利息の支払(受取)、売上(支払)、繰出(繰入)等すべての内部取引は相殺消去する。

(2) 出納整理期間中における現金の受け払い等の調整

連結の対象となる会計および法人において、N 年度末に、普通会計、地方公営企業法の財務規定が適用される地方公営企業、一部事務組合・広域連合のいずれかに対する未収金・未払金が計上され、普通会計、地方公営企業法の財務規定が適用される地方公営企業、一部事務組合・広域連合において出納整理期間中にこれに対応する現金の受払い等がなされた場合は、当該連結の対象となる会計および法人において、N 年度末に現金の受払い等が終了したものとして調整を行うものとする。

【様式第16号】

連結貸借対照表
(平成〇〇年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方		貸 方	
[資産の部]		[負債の部]	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方公共団体	
①生活インフラ・国土保全		①普通会計地方債	
②教育		②公営事業地方債	
③福祉		地方公共団体計	0
④環境衛生		(2) 関係団体	
⑤産業振興		①一部事務組合・広域連合地方債	
⑥消防		②地方独立行政法人長期借入金	
⑦総務		③地方三公社長期借入金	
⑧公営競技		④外郭団体長期借入金	
⑨その他		関係団体計	0
有形固定資産合計	0	(3) 長期未払金	
(2) 売却可能資産		(4) 引当金	0
公共資産合計	0	(うち退職手当引当金)	
		(その他引当金)	
		(5) その他	
		固定負債合計	0
2 投資等		2 流動負債	
(1) 投資及び出資金		(1) 翌年度償還予定額	
(2) 貸付金		①地方公共団体	
(3) 基金等		②関係団体	
(4) 長期未収金		翌年度償還予定額計	0
(5) その他		(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金を含む)	
(6) 回収不能見込額		(3) 未払金	
投資等合計	0	(4) 翌年度支払予定退職手当	
		(5) 賞与引当金	
		(6) その他	
3 流動資産		流動負債合計	0
(1) 資金		負債合計	0
(2) 未収金		[純資産の部]	
(3) 販売用不動産		1 公共資産等整備国庫補助金等	
(4) その他		2 公共資産等整備一般財源等	
(5) 回収不能見込額		3 他団体及び民間出資分	
流動資産合計	0	4 その他一般財源等	
		5 資産評価差額	
4 繰延勘定		純資産合計	0
		負債及び純資産合計	0
資産合計	0		

※1 債務負担行為に関する情報

- ①物件の購入等
- ②債務保証又は損失補償
- ③その他

千円

千円

千円

※2 普通会計地方債および公営事業地方債残高(翌年度償還予定額を含む)のうち〇〇千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

※3 有形固定資産のうち、土地は〇〇千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は〇〇千円です。

連結行政コスト計算書
 (自 平成〇〇年4月 1日
 至 平成〇〇年3月31日)

(単位:千円)

1 経常区分		
経常行政コスト		
生活インフラ・国土保全		
教育		
福祉		
環境衛生		
産業振興		
消防		
総務		
その他		
支払利息		
回収不能見込計上額		
公営競技・宝くじ純損失		
経常行政コスト合計		0
経常収益		
使用料・手数料		
分担金・負担金・寄附金		
保険料		
事業収益		
公営競技・宝くじ純利益		
経常収益合計		0
経常国県補助金等		
(差引)純経常行政コスト		0
2 特別区分		
特別損失		
災害復旧事業費		
公共資産除売却損		
投資損失引当金繰入額		
⋮		
特別損失合計		0
特別利益		
公共資産売却益		
⋮		
特別利益合計		0
純行政コスト		0

連結純資産変動計算書

自 平成〇〇年4月1日
至 平成〇〇年3月31日

(単位:千円)

	純資産合計	公共資産等整備 国庫補助金等	公共資産等整備 一般財源等	他団体及び 民間出資分	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	0					
純行政コスト	0					
一般財源	0					
地方税	0					
地方交付税	0					
その他行政コスト充当財源	0					
公共資産等資産整備補助金受入	0					
科目振替						
公共資産整備への財源投入					0	
公共資産処分による財源増					0	
貸付金・出資金等への財源投入					0	
貸付金・出資金等の回収等による財源増					0	
減価償却による財源増					0	
出資の受入・新規設立	0					
資産評価替えによる変動額	0					
無償受贈資産受入	0					
その他	0		0			0
期末純資産残高	0	0	0	0	0	0

連結資金収支計算書

〔 自 平成〇〇年4月 1日
至 平成〇〇年3月31日 〕

(単位:千円)

1 経常的収支の部	
人件費	
物件費	
社会保障給付	
補助金等	
支払利息	
その他支出	
支 出 合 計	0
地方税	
地方交付税	
国県補助金等	
使用料・手数料	
分担金・負担金・寄附金	
保険料	
請収入	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収 入 合 計	0
経常的収支額	0

2 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	
公共資産整備補助金等支出	
地方独立行政法人公共資産整備支出	
一部事務組合・広域連合公共資産整備支出	
地方三公社公共資産整備支出	
外郭団体公共資産整備支出	
支 出 合 計	0
国県補助金等	
地方債発行額	
基金取崩額	
その他収入	
収 入 合 計	0
公共資産整備収支額	0

3 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	
貸付金	
基金積立額	
定額運用基金への繰出支出	
地方債償還額	
長期借入金返済額	
短期借入金減少額	
その他支出	
支 出 合 計	0
国県補助金等	
貸付金回収額	
基金取崩額	
地方債発行額	
長期借入金借入額	
短期借入金増加額	
公共資産等売却収入	
収益事業純収入	
その他収入	
収 入 合 計	0
投資・財務的収支額	0

当年度資金増減額	0
期首資金残高	
期末資金残高	0

総務省方式改訂モデル普通会計財務書類の様式修正とその理由【案】

I. 貸借対照表【様式第 12 号】

- ① 「投資及び出資金」の内訳区分として「投資損失引当金」を加えた。
投資及び出資金のうち市場価格のないものについて出資先の業績悪化等により実質価額が下落した場合は、貸付金や長期未収金の回収不能見込額とは性質が異なるため、別に勘定科目を設けて評価性引当金を計上することとする。
- ② 投資等（3）基金「等」とし、退職手当組合積立金を「基金等」に含めた。
外部積立と内部積立の相違はあるが、退職手当支給のために積み立てている資産という性質は退職手当目的基金と同じであるため。
- ③ 基金等のうち「定額運用基金」を「その他定額運用基金」とした。
土地開発基金も定額運用基金の一つであるため。
- ④ 投資等および流動資産の「不納欠損見込額」を「回収不能見込額」とした。（行政コスト計算書の科目名も変更）
官庁会計における専門用語を避け、平易な表現とした。
- ⑤ 流動資産の「現金・預金」を「現金預金」とした。
中点は不要と思われるため。
- ⑥ 固定負債の「債務負担行為」を「長期未払金」、「翌年度支払予定債務負担行為」を「未払金」とした。
官庁会計における専門用語を避け、平易な表現とした。
- ⑦ 固定負債の「長期未払金」に「③その他」を付け加えた。
その他の債務負担行為についても支出予定額は負債として計上すべきであるため。
- ⑧ 固定負債の「その他」、流動負債の「その他」、純資産の部の「その他」を削除した。
該当する項目が想定できないため。具体的に開示すべき項目が出てきた場合には内容を示す科目名により別掲する。
- ⑨ 流動負債の「翌年度繰上充用金」を「短期借入金（翌年度繰上充用金）」とした。
官庁会計における専門用語を避け、平易な表現とした。ただし、通常の短期借入金とも性質が異なるため、括弧書きで正式な名称を付した。

- ⑩ 流動負債の「未払期末手当等」を「賞与引当金」に変更した。
未払債務ではなく引当金であるため。また、行政専門用語を避け、平易な表現とした。
- ⑪ 純資産の部の科目名および区分を変更した。
より利用者に分かりやすくするため。
- ⑫ 注記※1「上の支出金に充当された純資産」を「上の支出金に充当された財源」とした。
より利用者に分かりやすくするため。
- ⑬ 注記※2「②債務保証及び損失補償」を「②債務保証又は損失補償」とした。
誤記の修正
- ⑭ 注記※2「③利子補給等に係るもの」を「③その他」とした。
その他に係る債務負担行為も注記の対象としたため。
- ⑮ 注記※3「地方債残高のうち」を「地方債残高（翌年度償還予定額を含む）」とした
より利用者に分かりやすくするため。
- ⑯ 注記※3「地方交付税による補填措置が」を「地方交付税の算定の基礎に含まれることが」とした。
地方交付税の不交付団体には補填措置はなく、また交付団体であっても地方交付税の算定の基礎に含まれた地方債残高が将来そのまま交付されるものでもないため。
- ⑰ 注記※4「普通会計の将来負担に関する情報」に「(貸借対照表に計上されたものを含む)」を付け加えた。
利用者の誤解を招かないため、追加的な説明を加えた。

II. 行政コスト計算書【様式第 13 号】

- ① 経常区分と特別区分を設けた。
災害復旧や公共資産の除売却、外郭団体の整理など臨時巨額の損益を区分するため。
- ② 行政コスト計算書の様式を性質別から目的別に変更した。
有形固定資産の区分と合わせ、より理解しやすくした。なお、性質別の行政コスト情報も有用であるため、附属明細書としてマトリックス形式の行政コスト計算書を示すこととする。

- ③ 「使用料」「手数料」を「使用料・手数料」にまとめた。
附屬明細書のマトリックス表では、「使用料」と「手数料」に区分できないため。
- ④ 「その他行政サービス収入」を「分担金・負担金・寄附金」とした。
行政コスト計算書に計上する収入の範囲を明確にするため。

III. 純資産変動計算書【様式第 14 号】

- ① 貸借対照表純資産の部の変更に合わせて科目名を修正した。
- ② 「形成」を「整備」とした。(資金収支計算書も同様)
表現の修正
- ③ 「貸付金・出資金」に「等」を加えた。
基金も含まれるため。
- ④ 「返済等による財源増」を「回収等による財源増」とした。
表現の修正

IV. 資金収支計算書【様式第 15 号】

- ① 「扶助費」を「社会保障給付」、「補助費等」を「補助金等」、「国庫(県)支出金」を「国
県補助金等」とした。
行政専門用語を避け、平易な表現とした。
- ② 「公債利子」を「支払利息」とした。
行政コスト計算書と合わせた。
- ③ 「繰出金」を「他会計への事務費等財源繰出支出」とした。
投資・財務的収支の部の「他会計への公債費充当財源繰出支出」と表現を合わせた。
- ④ 「分担金・負担金等」を「分担金・負担金・寄附金」とした。
内容をより正確に記載するため。
- ⑤ 「公共資産形成収支」を「公共資産整備収支」とした。
より平易な表現とするため。

- ⑥ 公共資産形成収支の部に「他会計への建設費充当財源繰出支出」を追加した。
「他会計への公債費充当財源繰出支出」を投資・財務的収支の部に区分していることと整合させた。
- ⑦ 投資・財務的収支の部に「定額運用基金への繰出支出」を追加した。
定額運用基金への繰出金を投資・財務的支出の一項目として明示するため。
- ⑧ 「公共資産売却収入」を「公共資産等売却収入」とした。
貸借対照表に公共資産として計上されているもの以外の財産の売却収入も含まれるため。
- ⑨ 「その他財務資金収入」を「その他収入」に修正した。
他の収支区分では「その他収入」となっているため。
- ⑩ 各収支区分の間を1行空けた。
- ⑪ 注記情報として一時借入金の情報を加えた。
一時借入金については利用者の関心が高いものと思われるため。